

令和7年 学神祭の御案内

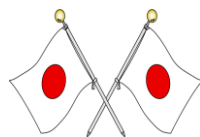


第315号

★発行者 佐賀県神社庁

庁長 徳久 俊彦
佐賀市川原町八番二七号

★メールアドレス

hizen.sagaken-j-chou
@shore.ocn.ne.jp祝祭日には国旗を
掲げましょう

行事予定

十二月

四日 第五十回神道青年九州地区
協議会研修会

於旅館あけぼの

五日 第七十回神宮新穀感謝祭

於神宮

九日 佐賀地区第二支部北
臨時支部総会

於神社庁

十日 県神道青年会事業報告会

於佐嘉神社記念館

於唐津市

十一日 神社庁役員会

於唐津市
於護国神社

二十七日 正副庁長会

御用納め

令和七年

一月

六日 仕事始祭

十一日 学神祭

新年にあたり 神社庁神殿にて学神祭を斎行致します
祭典に併せ 竹の園生の儀式に倣い 講書始の儀
並びに賀寿の御祝も執り行いますので 御参列下さいませよう
御案内申し上げます
尚 当日は貴神社総代様一名を御同伴戴き御参列戴ければ
幸甚に存じます

一、日時 令和七年一月十一日(土) 午後三時

一、場所 神社庁神殿(平和会館三階・神殿の間)

一、講書始 日枝神社 宮司 日吉 高明 先生

「西宮社 火災からの復興の軌跡」(仮題)

一、祝意表明

一、御案内 神社庁役員、協議員、研修所講師、支部長、
支部幹事、大麻幹事、教化委員、県総代会
役員、協議員、総代会支部長、各指定団体
会長、敬神婦人会単位会長、他管内神職

※追って往復葉書にて御案内致しますので、出欠については、
そちらにて御回報の程、宜しくお願い申し上げます。

二十一日 九州地区別表神社宮司会

於大分県

令和六年 神社庁神殿例祭斎行

去る十一月十九日、平和会館三階「神殿の間」において、本年の神社庁神殿例祭が斎行され、斎主に永代副庁長、祭員に佐賀第二支部南 光増隆昭海童神社祢宜、藤津支部 有森龍弘松岡神社宮司、佐賀第一支部 落合洲造佐嘉神社権祢宜がそれぞれ奉仕した。また、伶人として神社庁雅楽部会より、古川勝茂金刀比羅神社宮司(鳳笙)、溝上忠秀與賀神社祢宜(簞簫)、眞崎実央佐嘉神社祢宜(龍笛)の会員が奉仕。



更に、神社庁祭祀舞講師でもある光増隆昭氏が、「朝日舞」を神前に奉納した。



本祭儀は、昭和九(一九三四)年十一月十九日、かつての佐賀縣神職会館に完成した神殿に、現在祀られている祭神(主祭神…天照坐皇大御神、相殿…県内奉斎の各御祭神、国学四大人)が遷座されたこ

とから、例祭日と定められている。

祭典に際し、佐賀県神社庁役員を始め、佐賀県神社総代会役員、神職、総代、管内神社関係者六十名



参加者が参列して、厳肅に斎行された。

当日は、祭儀に引続き、助成金伝達式が行われ、県神道青年会、県敬神婦人会、県女子神職会、県教育関係神職協議会等の各代表に、徳久神社庁長よりそれぞれ交付された。

事務連絡

令和六年十一月五日附通達第六号
神社本庁総長名・神社庁長宛

▼「役職員進退に関する規程の一部を変更する規程」施行の件

標記の件、令和六年十月定例評議員会の議決を経て、左記規程が、別紙の通り制定され、茲に施行されることになりましたので、御管内に周知徹底方御配慮下さい。

記

規程第一号

役職員進退に関する規程の一部を

変更する規程

以上

役職員進退に関する規程の一部を変更する規程を次の通り定める。

令和六年十月二十四日

神社本庁総長 鷹司 尚武

役職員進退に関する規程の一部を変更する規程

役職員進退に関する規程(昭和二十三年、規程第一五号)の一部を次のやうに変更する。

別表神奈川県中「鶴岡八幡宮 鎌倉市雪ノ下二丁目」を削る。

附則

令和六年十月二十四日から施行する。

令和六年十一月十一日附研祭発第四六号
神社本庁総長名・神社庁長宛

▼年末年始にあたり「神符守札等の御取扱ひ」について周知徹底の件

標記の件、神符守札等の御取扱ひについては、神社本庁憲章第八章第三項に「信仰上の尊厳を汚してはならない」と明記され、神職の重要な責務として十分

に慎重を期するやう、昭和五十四年通達第四号を始め諸通知等により、これまで周知徹底を図って参りました。

しかし、誠に遺憾なことながら、所謂「祈願済」商品や、神符守札が宣伝材料等の商業目的に利用されるほか、昨今のインバウンドによる影響もあってか、転売目的と見られる神符守札を大量に受けようとするやうな事例が後を絶ちません。また、営利・非営利の目的に係はらず、神符守札が神社と関係のない企業・団体等の第三者を介し、「業態」として頒布される事例も多々見られます。

神社においても、利便性等を過度に迫及するあまり、商品販売と同一視され兼ねない行き過ぎた頒布方法や初穂料の授受等が各所に見られます。

神符守札並びに神縁品は、神社信仰の根源に関わるものであることは云ふまでもなく、そのお取扱ひは信仰行為且つ非営利の活動であることは論を俟ちません。特に、昨今のインターネットを利用した情報産業の商業主義的な傾向に対しては、伝統的な信仰を守る立場にある神職として、十分に注意を払ふ必要があります。

神符守札等の御取扱ひについては、本来の意味を今一度考慮し、呉々も慎重な

対応をされますやう、年末年始、受験、節分等を迎える時期にあたり、改めて周知徹底方お願ひ致します。

尚、本件につきましては、昭和五十四年通達第四号並びに、平成十一年七月六日付通知「社頭頒布品における税務対応と授与品の御取扱ひについて」を御参考として添付致します。

加へて、神社へ奉納された物品等についても、その奉納の趣旨等を踏まへ、節度ある取扱ひがなされるやう御留意下さい。

以上

◆◆教化委員たより◆◆

武雄神社祢宜 武雄 栄門

昨年度より教化委員会全体の事業として進めてまいりました佐賀県神社庁公式ホームページが、概ね完成致しました。

アクセス解析の結果によれば、ホームページの認知度向上には課題が残るものの、年間約三千五百名の方にご利用いただき、延べ一万一千回以上のアクセスがございました。特に、県内および隣接地域からの利用が多く、閲覧数の多いページとして「管内本務神社マップ」およ

び各神社を紹介する「佐賀県の神社を探す」が挙げられます。これらの結果から、利用者の多くは御朱印をお受けすることができる神社や、氏神社を探してアクセスされたものと推察されます。

このような利用状況を鑑み、利便性の向上を目的として、本務神社マップのピンを御朱印の対応状況に応じて色分けする改修を進める運びとなりました。併せて、ホームページの認知度を高め、さらなる利用促進と参拝者数の増加を図るため、QRコードを記載した御朱印のあて紙の作成を検討しております。完成次第、各神社でご活用いただければ幸いです。

なお、本取り組みは御朱印集めを目的とした参拝を推奨するものではなく、管内神社への参拝促進を図ることで、全体の参拝者数の増加に寄与することを目的としております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、御朱印対応に関するアンケートへのご協力をお願いしております。添付のQRコード①よりご回答いただければ幸いです。加えて、ホームページ内の「管内神社紹介」ページに掲載されて

いるご自身の本務神社をご確認いただき、画像未掲載や情報の誤り・不足がございましたら、QRコード②から修正情報をご提供ください。

さらに、重ねてのご案内となりますが、ホームページ内にはログイン認証機能を設けた「管内神職専用ページ」を開設しております。こちらでは、佐賀県神社庁報、任命具申関連書類、神社被災報告書、御垣内参拝許可願等の書式データを自由にダウンロードいただけます。ご利用にはユーザー名とパスワードが必要となりますので、サイト内の登録フォームより必要事項をご登録くださいますようお願い申し上げます。

今後ともご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



【①御朱印アンケート】



【②本務神社 情報提供のお願い】

◆◆敬神婦人会たより◆◆

「日の丸小旗作成奉仕」

去る十一月二十二日(金)、神社庁に於いて実に五年ぶりとなる日の丸小旗の作成奉仕を会員十一名にて行いました。本事業は内閣府へ報告が必要となる公益目的事業で、全国敬神婦人連合会を通じての国旗啓発活動として全国的にも、また当会の事業として実施されました。

当日は午前十時半に参集し、久しぶりの作業とはなりましたが、その作業ぶりは劣らず、五〇〇本の日の丸小旗を終始和やかな雰囲気の下、作成することが叶いました。

終了後には参加者で昼食を囲み、やはり普段からの交流と顔を合わせる必要性をそれぞれに感じて、和気藹々と活動ができました。

十二月四日には多数の単位会を擁する鹿島地区の会員により残る一〇〇〇本の作成奉仕を戴くこととなっております。



一時期より作成本数は半減しておりますが、今後も数少ない敬神婦人会交流の場ともなるよう、継続して参りたいと存じます。

此の度、お忙しい中にも御参加戴きました会員の皆様に厚く御礼申し上げます。

事務報告

【御垣内特別参拝許可願】

■大木神社 宮司 藤 友子

・参拝日 皇大神宮

令和六年十一月六日

豊受大神宮

全右

・員数 代表 廣 勝美

他五名

■伊勢神社 宮司 古川 和生

・参拝日 皇大神宮

令和六年十一月十五日

豊受大神宮

令和六年十一月十四日

・員数 代表 田中 登志子

他八名

■伊勢神社 宮司 古川 和生

・参拝日 皇大神宮

令和六年十一月十五日

豊受大神宮

全右

・員数

代表 田中 登志子

他八名

■伊勢神社

宮司 古川 和生

・参拝日

皇大神宮

令和六年十一月十八日

豊受大神宮

令和六年十一月十七日

・員数

代表 船津丸 すず子

他六名

■妻山神社

宮司 永代 龍三郎

・参拝日

皇大神宮

令和六年十一月十七日

豊受大神宮

全右

・員数

代表 吉田 良幸

他三名

■波田八幡神社

宮司 堤 貞信

・参拝日

皇大神宮

令和六年十一月十八日

豊受大神宮

全右

・員数

代表 古河 正憲

他三名

■伊勢神社

宮司 古川 和生

・参拝日

皇大神宮

令和六年十一月二十一日

豊受大神宮

全右

・員数

代表伊勢会第百二代大神

山田 祐久

他二十六名

■琴路神社

宮司 藤川 耕一

・参拝日

皇大神宮

令和六年十一月三十日

・員数

代表 橋本 義隆

他五名

【委嘱】

■光増 隆昭

神社庁祭祀舞講師を委嘱する

令和六年十一月一日

神社本庁

■宮田 彩子

佐賀県神社庁祭祀舞講師補を委嘱する

る

令和六年十一月一日

佐賀県神社庁

■都渡 智久

佐賀県神社庁三養基地区支部支部長を委嘱します

令和五年八月一日

■中村 勝正

佐賀県神社庁杵島地区東支部支部長を委嘱します

を委嘱します

令和六年四月一日

■藤瀬 昭三

佐賀県神社庁東松浦地区西支部支部長を委嘱します

長を委嘱します

令和六年十月四日

■眞崎 実央

佐賀県神社庁佐賀地区第一支部支部長を委嘱します

長を委嘱します

令和六年十一月十八日

(各人とも任期は今期の残任期間)

【階位授与】

■橋富 敬子

無試験検定に依り権正階を授く

令和六年十一月二十五日

【任免】

■與賀神社 祢宜 溝上 忠秀

佐賀市与賀町

與賀神社宮司に任ずる

令和六年十二月一日

■與賀神社 宮司 溝上 忠秀

